

「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」 に対する緊急声明について

令和4年3月16日、神奈川県は「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を公表しました。

これに対し、県内の指定都市である横浜市、川崎市及び相模原市の3市長が緊急声明を発表します。

「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」に対する緊急声明

横浜市、川崎市、相模原市の三市は、現行の指定都市制度の課題等を共有しており、その解決を図るため、地方分権改革の推進や、特別自治市制度の早期実現などに連携して取り組んできた。

こうした中、神奈川県は、令和4年3月16日、「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を公表した。

この中では、特別自治市に関して、二重行政や行政サービスの見解が示されているが、こうした見解は、日々、多くの住民サービスの提供を担っている基礎自治体である三市の現場の実態・実感と大きくかけ離れたものであり、到底容認できるものではない。

ついては、こうした点について、三市長と前向きで率直な議論をしていただくよう、知事に対し、協議の場の開催を求めていく。

令和4年3月17日

横 浜 市 長 山 中 竹 春
川 崎 市 長 福 田 紀 彦
相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎

参考 URL：特別自治市構想に対する神奈川県の見解について
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gz8/prs/r2112396.html>)

お問合せ先

政策局大都市制度推進本部室制度企画課長 高橋 佐織 TEL:045-671-4323

本件については、横浜市、川崎市、相模原市で同時発表しています。